



す。 1つ目に、国民健康保険の基礎課税額に係る課税限度額を年額52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を年額17万円から19万円に引き上げます。なお、介護

●国民健康保険税の課税限度額引き上げと軽減対象世帯の拡大
(第45号議案)
地方税法施行令の改正に伴い、2つの改正を行います。

■ 6月定例会で議決された平成28年度補正予算

会計名	補正号数	補正の主な内容	補正額	補正後の 予算額
一般会計	第2号	基金積立金追加 6,480万円	1億6,928万円	276億9,372万円
		国民健康保険事業特別会計繰出金追加 428万8千円		
		予防接種事業費追加 767万7千円		
		地方創生農産品等販路開拓ブランド力向上事業費 300万円		
		地方創生国内外観光プロモーション事業費 500万円		
		道路新設改良事業費追加 8,162万5千円		
		学校諸活動支援事業費追加 39万円		
		文化財保護事業費追加 250万円		
国民健康保険事業特別会計	第1号	財源補正 国民健康保険税 547万2千円 一般会計繰入金 428万8千円 国民健康保険事業基金繰入金 △976万円	0	95億4,050万円
公共用地対策事業特別会計	第1号	一般会計繰出金 6,480万円	6,480万円	1億8,670万円
下水道事業特別会計	第1号	公共下水道整備事業費追加 1,743万円	3,443万円	24億8,093万円
		流域下水道整備事業費追加 1,700万円		

納付金課税額に係る課税限度額は年額16万円のまま据え置きとなります。
2つ目に、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置についての対象世帯の拡大をします。
●文教委員会での主な質疑
問 今回の改正により、課税限度額を超える世帯数は、どのようなになるのか。
答 医療分は、237世帯から222世帯になり15世帯の減、支援分は、252世帯から199世帯になり

53世帯の減になると見込んでいます。
問 財政的には、どのようなのか。
答 課税限度額の引き上げ、軽減判定基準の見直しに加え、収納率を考慮すると約547万円の増になります。これに、国・県の補助金の増である約429万円を足した976万円が今回の改正による歳入の増加額です。
●本会議での主な論点
賛成課税限度額の改正は、国の改正に準じて行うもの

である。
また、国民健康保険税の軽減及び減免の対象世帯を拡大するというもので、低所得者世帯への軽減を拡大するものである。
反対所得の多いほうが負担率が低いという逆転現象が続いている。社会保険料と比べ、国民健康保険税の所得に対する負担割合は飛び抜けて高く、市は国の補助金を使い、負担率を10%以下にするよう努力すべきである。

■ 請 願

①安全・安心の医療実現のため、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求め、「地域医療構想」策定における慎重な審議を求める請願書

提出者 清水 芳卓 氏
審査結果 不採択
(○の数字は、請願番号)

■ 陳 情

○憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書

提出者 春の自治体キャラバン実行委員会
代表 樽松 佐一 氏
審査結果 不採択